

日金協発 第25-115号

平成25年10月1日

各位

日本貸金業協会

会長 飯島 巖

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会の事業活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年7月5日及び同年8月2日に「貸金業者向けの総合的な監督指針」が一部改正、施行され、苦情等への対処（金融ADR制度への対応を含みます。）に関する内部管理態勢の強化、禁止行為等の追加、個人情報情報の提供等において「信用情報の目的外使用等」の定義の追加等が規定されました。

この度、当該改正を踏まえ、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正しましたのでご案内いたします。

なお、改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部

東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 3階

TEL : 03-5739-3014 FAX : 03-5739-3027